

大規模災害時における
石川県業務継続計画
(本庁版)

令和7年4月

石川県

目 次

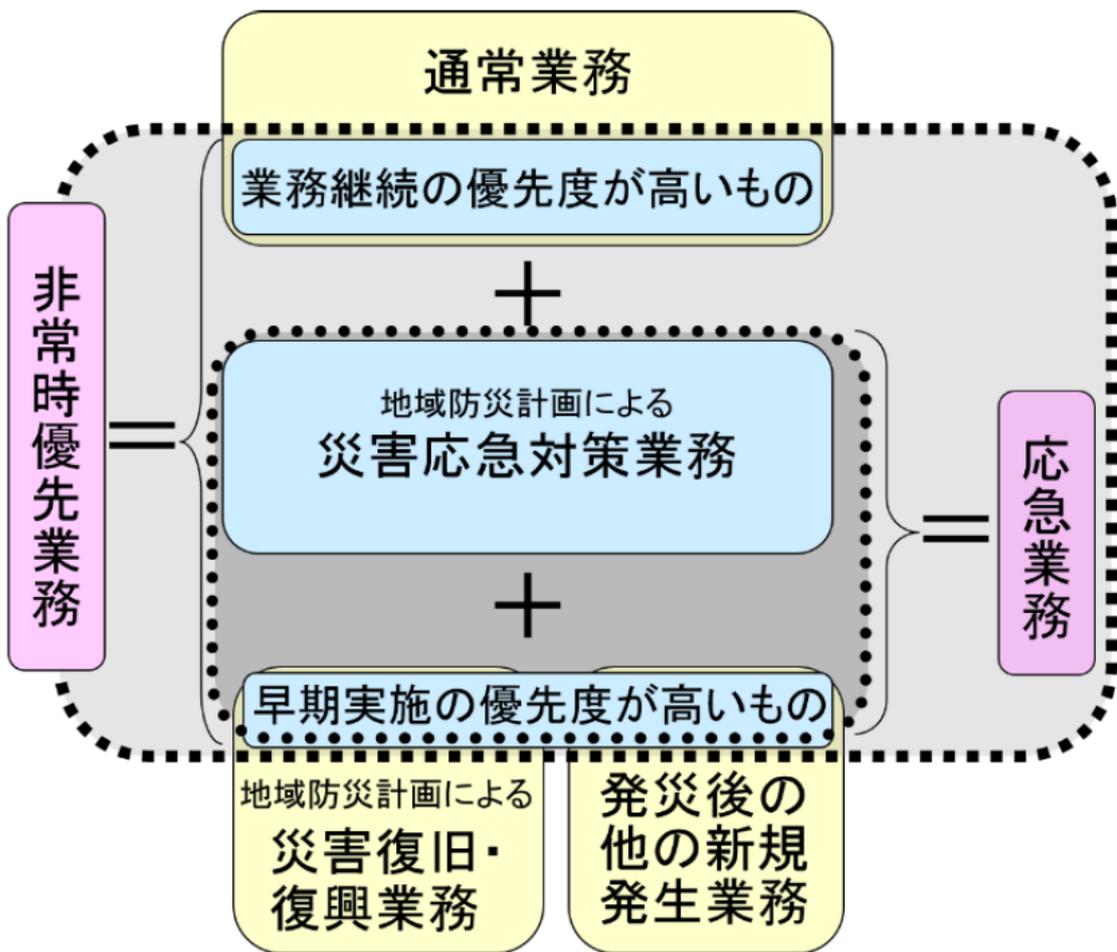
	頁
第 1 章 総則	
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続の基本方針	2
3 地域防災計画との関係	2
第 2 章 業務継続体制の検討	
1 計画の対象とする組織	4
2 計画の対象とする想定災害	4
3 非常時優先業務の選定	5
4 非常時優先業務の業務開始目標時間の設定	6
5 職員の参集予測	6
6 業務継続に必要な資源の現状	9
第 3 章 今後の取り組み	
1 各所属における執務体制要領への反映	1 2
2 訓練の実施	1 2
3 業務継続計画の見直し	1 2

第1章 総則

1 業務継続計画策定の目的

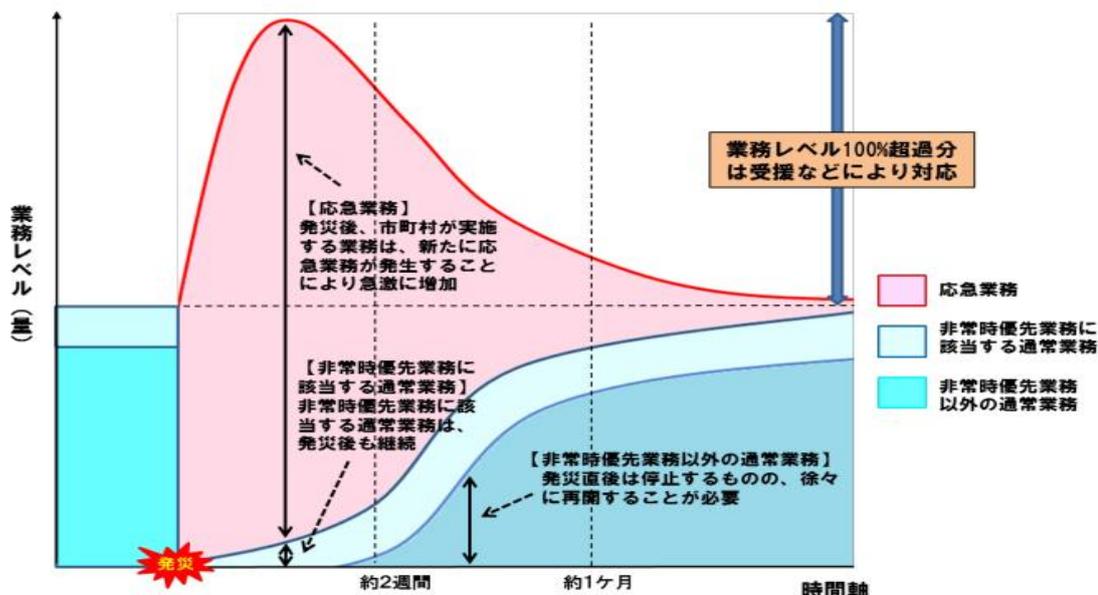
大規模災害発生時には、災害応急業務に相当数の職員を割り当てる必要があることから、あらかじめ、各部局で実施する災害応急業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を定めるとともに、当該業務に必要な人員や参集可能人員を明確にしておくことにより、災害時においても、迅速、的確、効率的に業務を実施することを目的とする。

<非常時優先業務のイメージ図>



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府、令和5年）

<業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ図>



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府、令和5年）

2 業務継続の基本方針

大規模な災害が発生した場合、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次の方針に基づき業務を継続する。

- ① 災害による被害を最小限に抑えるため、災害応急業務を最優先に実施し、あらかじめ定めた優先度の高い通常業務についても並行して実施する。
- ② 非常時優先業務に必要な職員が不足する場合は、各部局から対応可能な人員を割り当てるなど全庁的に調整する。

3 地域防災計画との関係

本県では、地震や津波、風水害等の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、石川県地域防災計画（地震災害対策編・津波災害対策編・一般災害対策編・雪害対策編・事故災害対策編・原子力防災計画編）

（以下「県地域防災計画」という。）を定めている。県地域防災計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

一方、大規模災害時における石川県業務継続計画（本庁版）（以下「本計画」という。）は、大規模な災害の発生時に、庁舎や職員が被災し、活動に制約が生じる状況下であっても、県地域防災計画に定められた応急対策及び優先度の高い復旧業務や優先度の高い通常業務を円滑に実施するためのものである。

地域防災計画と業務継続計画との相違点は次頁のとおりである。

<地域防災計画と業務継続計画の相違点>

区 分	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある(※2)。	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない(一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある)。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

(内閣府、令和5年)

第2章 業務継続体制の検討

1 計画の対象とする組織

本計画において、業務継続体制を検討する対象組織は、災害応急業務の中心的な役割を担う本庁（知事部局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局）とする。

2 計画の対象とする想定災害

災害応急業務の中心的な役割を担う県の本庁舎が被害を受ける災害を想定することとし、地震については震度6強以上の大規模地震を想定地震とし、風水害や雪害等その他の災害についても同程度の大規模災害を想定する。

3 非常時優先業務の選定

非常時優先業務については、各部局において対象となる災害応急業務と優先度の高い通常業務を選定するとともに業務の開始目標時間を設定した。

<主な非常時優先業務>

部局名	災害応急業務	優先度の高い通常業務
総務部	私立学校の被害の調査、災害広報、県有財産の被害の調査等	県公報の発行、税務総合情報システム等の運用管理等
危機管理部	災害対策本部の設置運営等、自衛隊の災害派遣、災害救助法の適用、災害情報の収集等	原子力発電所のプラント・運転等の安全性の確認等
能登半島地震復旧・復興推進部	現地対策室の被害状況及び災害応急対策実施状況の収集・連絡等	令和6年能登半島地震における被災者の支援
企画振興部	公共交通機関の被害情報の収集、緊急輸送手段の確保等	公共交通機関等の維持等
文化観光スポーツ部	多言語による情報提供、通訳ボランティアの派遣等	旅券の発給、旅行業等の登録等
健康福祉部	DMA T、医療救護班、保健師、栄養士等の派遣等	医療相談、生活衛生指導、感染症発生時の対応等
生活環境部	応急給水活動の実施、がれき及び廃棄物の処理、生活必需品の供給、ボランティア活動の支援等	飲料水衛生指導、産業廃棄物関係の申請の許認可、交通事故相談、行政相談等
商工労働部	商工業関係の被害の調査、被災企業等の経営指導等	企業等の事業相談、労働相談等
農林水産部	農林水産関係施設等の被害の調査、食料の供給等	家畜伝染病の予防、保安林の指定及び解除等
競馬事業局	避難誘導、救助・救急活動等	競馬場施設の管理等
土木部	公共土木施設関係の被害の調査、上下水道の復旧・応急対策、交通不能箇所等の調査及び応急対策、住宅の応急対策等	河川総合情報システム等の運用管理、水防無線の運用管理等
出納室	義援金の出納保管等	歳計現金等の出納管理、財務会計システムの運用等
教育委員会	文教関係の被害の調査、応急施設整備計画、応急教育の実施等	育英資金・就学奨励費、教員免許等
全体件数	292件	332件

4 非常時優先業務の業務開始目標時間の設定

非常時優先業務の業務開始目標時間について、県地域防災計画の初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3区分を、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間、1ヵ月の8区分に細分化して設定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によって、本計画で設定した業務開始目標時間にかかわらず必要なものを優先して実施するものとする。

5 職員の参集予測

(1) 職員の参集予測に当たっての想定

夜間・休日等の勤務時間外に大規模な災害が発生した場合には、職員の参集に相当の時間を要することが想定される。

職員の参集予測は、勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、「大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（内閣府 令和5年4月）」等を参考として次の考え方により予測した。

<考え方>

- ① 交通機関等の被災のため発災から3日間は徒歩（4 km/h）により参集するものとし、参集対象は20 km以内に居住する職員とする。
（20 kmを超える職員は最寄りの出先機関へ登庁）
- ② 本人や家族の死傷、救出・救助活動等に従事するため、発災から1～3日目までは30%、4～7日目までは10%、8日目以降は2%の職員の参集が困難となる。

<予測結果>

経過時間	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1週間以内	8日目以降
参集人数	468人	1,053人	1,217人	1,768人	1,925人

※対象職員数：1,956人(R7.4.1現在)

(2) 各部局の参集予測の調査結果

各部局の参集予測の調査結果は、次頁のとおりとなった。

各部局の参集予測 (R7.4.1現在)

【参集予測人数】①

単位：人

部 局 名	(対象職員数)	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部	(326)	96	187	211	293	315
危機管理部	(58)	15	28	34	53	57
能登半島地震復旧・復興推進部	(69)	20	42	46	63	68
企画振興部	(83)	27	45	51	75	82
文化観光スポーツ部	(122)	29	63	74	110	119
健康福祉部	(246)	64	139	158	222	241
生活環境部	(146)	43	90	98	139	151
商工労働部	(91)	23	52	56	81	90
農林水産部	(221)	43	102	120	198	217
競馬事業局	(34)	1	11	22	31	33
土木部	(270)	57	144	169	243	266
出 納 室	(36)	7	18	24	32	35
知事部局 計	(1,702)	425	921	1,063	1,540	1,674
教育委員会	(178)	29	92	107	160	176
その他※	(76)	14	40	47	68	75
行政委員会等計	(254)	43	132	154	228	251
合 計	(1,956)	468	1,053	1,217	1,768	1,925

【必要人数】②

部 局 名	(対象職員数)	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部	(326)	66	91	134	226	245
危機管理部	(58)	82	86	90	97	94
能登半島地震復旧・復興推進部	(69)	9	10	14	39	42
企画振興部	(83)	9	20	27	49	49
文化観光スポーツ部	(122)	25	38	41	79	79
健康福祉部	(246)	48	86	118	223	223
生活環境部	(146)	40	52	58	130	130
商工労働部	(91)	18	51	55	61	80
農林水産部	(221)	32	54	64	204	204
競馬事業局	(34)	2	5	13	21	21
土木部	(270)	41	94	133	235	236
出 納 室	(36)	5	10	20	36	36
知事部局 計	(1,702)	377	597	767	1,400	1,439
教育委員会	(178)	17	30	48	94	99
その他※	(76)	15	37	40	78	78
行政委員会等計	(254)	32	67	88	172	177
合 計	(1,956)	409	664	855	1,572	1,616

【職員の過不足】①-②

部 局 名	(対象職員数)	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部	(326)	30	96	77	67	70
危機管理部	(58)	△ 67	△ 58	△ 56	△ 44	△ 37
能登半島地震復旧・復興推進部	(69)	11	32	32	24	26
企画振興部	(83)	18	25	24	26	33
文化観光スポーツ部	(122)	4	25	33	31	40
健康福祉部	(246)	16	53	40	△ 1	18
生活環境部	(146)	3	38	40	9	21
商工労働部	(91)	5	1	1	20	10
農林水産部	(221)	11	48	56	△ 6	13
競馬事業局	(34)	△ 1	6	9	10	12
土木部	(270)	16	50	36	8	30
出 納 室	(36)	2	8	4	△ 4	△ 1
知事部局 計	(1,702)	48	324	296	140	235
教育委員会	(178)	12	62	59	66	77
その他※	(76)	△ 1	3	7	△ 10	△ 3
行政委員会等計	(254)	11	65	66	56	74
合 計	(1,956)	59	389	362	196	309

※その他は議会、監査委員、人事委員会、労働委員会

(3) 執行体制の確保

① 出勤状況の把握

各部局の企画調整室等は、人事課の指示に基づき、部局内の出勤状況を取りまとめ報告する。部局間の応援調整に備えるため、人事課は各部局の出勤状況を取りまとめる。

② 指揮命令系統の確立

決裁権者が欠勤した場合においても、石川県処務規程に定める代決規定により、迅速に事務執行を行うものとするほか、指揮命令系統については、各所属で定めておく。

③ 人員調整の考え方

大規模な災害が県内で発生した場合の所属間の人員調整については、県新型コロナウイルス業務継続計画と同様に、職員の欠勤状況に応じて、次の順序により、臨機応変に対応するものとする。

ア 所属間の人員調整は、業務の中断・縮小を行っても、業務の性質上、なお人員に不足が生じる場合に行うものとする。

イ 必要な職員については、資格・免許者が必要な業務もあることから、まずは各所属内で確保することとするが、不足する場合は各部局内で調整して確保するものとする。

ウ 各部局内で対応できないと判断される場合は、④の手順により他の部局から応援を求めるものとする。なお、職員の中から資格・免許者を確保できない場合は、行政経営課と協議の上、臨時措置として期間を定め、外部の人員を活用することで対応する。

④ 部局間の応援実施手順

ア 応援の要請

各部局の企画調整室等は、部局内で対応できないと判断される場合は、配置先の所属名及び業務内容、必要人数、期間、その他必要事項を把握し、総務部（行政経営課）に他部局職員の応援を依頼する。

イ 具体的調整

総務部は、各部局の出勤者数等を考慮の上、応援を行う部局、応援を受ける部局とそれぞれ協議を行い、応援職員の人選、期間等を決定する。

ウ 応援内容の通知

総務部は、決定した応援内容を、応援を行う部局と応援を受ける部局の双方に通知する。

エ 応援の実施

応援を行う部局は、決定に基づき応援を実施する。

⑤ 出勤・休暇等の取扱い

職員本人の被災や家族の被災、学校・保育施設や介護施設等の臨時休業等により出勤できない場合の休暇等の取扱いについては、人事課の定めるところによる。

6 業務継続に必要な資源の現状

地震発生時等に、非常時優先業務を継続するために必要な資源（庁舎、電力等）について、発災時にどの程度利用可能であるか確保状況を確認し、課題があればその課題を解決するための対策を検討する。

必要な資源の現在の状況は次表のとおりである。

<行政庁舎>

区 分	資 源 の 現 状
庁舎	<ul style="list-style-type: none">・ 想定地震に対する耐震性は確保されている。・ 現在の庁舎は、平成14年11月に完成し、制震壁（228カ所）・ 鋼材ダンパー（514カ所）を設置するなど、震度7（関東大震災・阪神淡路大震災クラス）に耐えうる耐震性が確保されている。・ 設備の故障等により本庁舎が使用出来ない場合は、中能登、奥能登総合事務所又は小松県税事務所のほか、各土木（総合）事務所、各農林（総合）事務所を使用する。
電力	<ul style="list-style-type: none">・ 発災直後に自家発電が起動し、電気設備を使用することは可能である。 （自家発電設備）・ 停電後、自動的に自家発電が起動することになっており、45秒以内には電気設備が使用できるようになる。空調を除く照明やコンセントなどの全ての負荷を投入した場合で、72時間の運転が可能である。また、重要度に応じて自動的に投入され、発電余力に応じて手動で全負荷に供給可能である。 （無停電電源設備）・ 防災・庁舎運用・情報系に供給されている。
電話	<ul style="list-style-type: none">・ 電話は、発災後も利用可能であり、災害時優先電話として機能する。・ 電話交換機は、転倒防止対策済みである。・ 電話交換機が何らかの原因で機能しなくなり、電話が利用できなくなった場合でも、自動的に回線が切り替えられ、NTTと直結している直通アナログ回線電話（各部局32回線、災害対策本部12回線があり、災害時優先されている）を利用することが可能である。

区 分	資 源 の 現 状
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線は、発災後も使用可能である。 ・ 無線機器は、庁舎床に強固に固定されており、また、その電源は、庁舎非常用電源に常時接続供給されており、発災後でも利用可能である。
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の端末やサーバが、1～2日間利用困難となることが想定される。 ・ 一部の端末でネットワークが1～2日間利用困難となることが想定される（スタンドアロン（一切、他のパソコンやネットワークとつながっていない状態）での利用は可能）。 ・ 想定地震では本庁舎の壁、配管等がダメージを受けないため、庁内の幹線LANは殆ど被害を受けないと想定する。ただし、フロア上のLAN配線は、一部机等の移動、倒壊で断線等の被害を受けるため、復旧に1～2日間を要すると想定する。 ・ 業務システムは、1～2日間利用困難となることが想定される。 ・ 本庁舎7階のネットワーク管理室内のラックは、耐震補強され、サーバはラックに固定されており、物理的被害を受けないと想定する。ただし、震災後、システムの動作確認を関係事業者が行うため、復旧に1～2日間を要すると想定する。 ・ 庁内でのメール、掲示板機能は、動作確認が済むまでは、内線電話等で代替する。
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 什器、ロッカー、壁面書棚、蛍光灯ルーバーは、それぞれ、地震対策済みである。 ・ 什器は、高さを制限し、転倒事故を防止することとしている。 ・ ロッカーは、転倒防止対策済みである。 ・ 壁面書棚は、耐震固定されている。 ・ 蛍光灯ルーバーには、落下防止チェーンが設置されている。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレは、雑用水高架水槽（洗浄水として使用している雨水・井戸水専用の水槽・合計最大27t）の貯水を利用することにより、使用が可能であり、通常の業務活動であれば、仮設トイレの設置は不要である。 ・ トイレの排水は、下水へ自然放流することとしている。なお、下水管が損壊した場合、バルブの切替により地下汚水槽（50m³）を確保することができる。 ・ トイレの洗浄は、停電時は、掃除流しの水道から、バケツを使い流すことになる。

区 分	資 源 の 現 状
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水は、地下の受水槽などに約4万人／日分貯水されている。 ・ 地下2階の受水槽（81t）、10階・15階・屋上にある高架水槽（トイレ用の高架水槽とは別）の貯水を利用できる。 ・ 高架水槽は、10階11m³、15階6m³、屋上6m³の容量があるが、不定期に満水・減水を繰り返すため、一定量の貯水が確保されているものではない。 ・ 停電時は、水栓からは高架水槽の水のみ利用可能で、受水槽の水は、地下2階まで取りに行く必要がある。
食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時の職員用の食料は、確保していない。 ・ 加賀平野の地震では、県下で約10万人の避難者が想定されており、県では、市町や住民の協力を得ながら、10万人の3日分、すなわち90万食を備蓄することとしているが、発災時の職員用の食料までは、備蓄していない。 ・ 職員に対し、家庭において食料の備蓄を奨励するとともに、実際の災害時には、参集に際し、原則、家庭用として備蓄している食料（最低3日間分、推奨1週間分）を持参する必要があることを周知しておくものとする。

第3章 今後の取り組み

1 各所属における執務体制要領への反映

各所属においては、業務継続計画の内容を執務体制要領へ反映することにより、非常時優先業務の明確化を図るものとする。

2 訓練の実施

各所属においては、参集訓練や安否確認訓練等を実施することにより、業務継続計画や執務体制要領の実効性を確保するとともに、発災時における職員の対応能力の向上を図るものとする。

3 業務継続計画の見直し

県地域防災計画の修正や組織改正等が行われた場合、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。